

## 秋田市新卒者地元就職応援金交付要綱

〔令和8年5月14日〕  
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、若年者の市内就職を促進するため、市内企業に就職した新規学卒者に対し、新卒者地元就職応援金（以下「応援金」という。）を交付し、市内企業の人材確保を図るとともに、地域産業の持続的な発展および地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新規学卒者 学校教育法に規定する中学校、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校および専修学校（専門課程）ならびに職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センターおよび障害者職業能力開発校、その他これに準ずる教育機関を卒業した者であって、卒業後3年以内のものをいう。

(2) 市内事業者等 市内に本社、支店又は事業所等（以下、「市内事業所等」という。）を有し、当該事業所において事業活動を行う法人又は個人事業主をいう。ただし、次のいずれかに該当する者は、対象事業者としない。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者および当該

営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業に限る。)を行う者。

イ 事業主又は事業主の役員等(経営に実質的に関与している者をいう。)が、秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)に規定する暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある者。

ウ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人および地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人。

(3) 連携企業 市内事業者等において本事業の趣旨に賛同し、新卒者に対して金銭的支援を行う企業として、市長が認定したものをいう。

(交付対象者)

第3条 応援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、申請時において秋田市内に住所を有する新規学卒者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請時において30歳未満の者であること。

(2) 令和9年4月1日以降、市内事業所等に就職し、かつ週20時間以上勤務し、入社日から起算して6月以上継続して勤務していること。

(3) 過去に同様の応援金の交付を受けていないこと。

(交付額)

第4条 応援金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 連携企業に就職した者 25,000円

(2) 連携企業以外の市内事業所等に就職した者 30,000円

2 応援金の交付は、交付対象者1人につき1回限りとする。

3 前2項の規定にかかわらず、応援金の交付は予算の範囲内で行うものとする。

(交付申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする者は、入社日から6月を経過した日から60日以内に、秋田市新卒者地元就職応援金交付申請書兼請求書

(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内事業者等に就職し、週20時間以上勤務していることを証する書類(雇用契約書、労働条件通知書等)の写し
- (2) 市内で勤務していることを証する書類(辞令等)の写し
- (3) 卒業証明書又はこれに準ずる書類の写し
- (4) 住民票の写し
- (5) 連携企業に就職している場合は、当該連携企業が申請者に対し  
応援金と同様の目的とする25,000円(以下、「連携企業応援金」とい  
う。)を支給したことを証する書類(給与明細書、振込記録、企業が  
発行する支給証明書その他これらに類する書類)
- (6) 口座番号がわかる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請を行った者に対して、交付を決定した場合にあっては秋田市新卒者地元就職応援金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定した場合にあっては秋田市新卒者地元就職応援金不交付決定通知書(様式第3号)により速やかに通知するものとする。

(交付方法)

第7条 応援金の交付は、前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、当該交付決定者に係る秋田市新卒者地元就職応援金交付申請書兼請求書に記載の口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付決定の取消しおよび応援金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に応援金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。

- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が不相当と認めたとき。

(連携企業の認定)

第9条 市長は、本事業の趣旨に賛同し、新卒者等の定着支援として金銭的支援を行う市内事業者等を、連携企業として認定することができる。

2 連携企業の認定を受けようとする企業は、市長に秋田市新卒者地元就職応援金連携企業認定申請書（様式第4号）に法人の登記事項証明書（提出日の3か月以内に発行されたもの。）又は開業届（個人事業主に限る。）を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは認定を行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は認定しないものとする。

- (1) 市税に滞納がある者。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないとして認めた者。

(認定通知の交付)

第10条 市長は、前条により認定した企業に対し、秋田市新卒者地元就職応援金連携企業認定通知書（様式第5号）を交付する。

(変更・廃止の届出)

第11条 連携企業は、次の各号のいずれかに該当する場合には、秋田市新卒者地元就職応援金連携企業申請事項（変更・廃止）届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 企業および事業所の名称を変更したとき。
- (2) 企業および事業所の住所を変更したとき。
- (3) 連携企業認定の取消しを希望するとき。
- (4) 合併又は解散もしくは事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

(連携企業の責務)

第12条 連携企業は、当該連携企業に就職した交付対象者に対し、連携企業応援金を支給するものとする。

2 連携企業は、交付対象者に対し、当該支給状況を証する書類を交付しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 第5条および第9条の規定による申請等は、電子情報処理組織(企業立地雇用課の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する規定を適用する。

3 第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、市長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項および当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

4 第1項の規定により行われた申請等は、同項の企業立地雇用課の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

(帳簿等の保存期間)

第14条 交付決定者および連携企業は、経理関係帳簿等を含む事業関係書類を、秋田市新卒者地元就職応援金交付申請書を提出した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第15条 市長は、応援金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者又は連携企業に、報告を求め、又は立入り、帳簿書類等を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 交付決定者および連携企業は、前項の規定により報告を求められ、又は立入り、検査もしくは質問されたときは、速やかに応じなければならない。

(努力義務等)

第16条 交付決定者は、市が行う事後調査およびアンケート調査に協力しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月14日から施行する。